

逗子市浸水想定区域図作成業務委託
一般仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

近年、下水道計画及び河川計画の整備目標水準を超える降雨の発生が増加しており、このような超過降雨に対して、浸水区域を想定し、その情報を市民へ公表することは、防災意識の向上を促し被害を最小化する上で効果的である。また、浸水区域の想定は、今後の雨水排水施設及び河川整備の必要性や優先度の根拠となり、選択と集中による効率的な雨水排水施設及び河川整備を行っていく上で重要である。

また、近年、想定を超える豪雨によって浸水被害が多発したことを受けて、令和3年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の降雨による内水に対する浸水区域を図ることが示されている。

本業務では、公共下水道事業計画区域の内水浸水想定区域図及び当市が管理している準用河川区間の洪水浸水想定区域図の作成を行うものである。

2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、個別の具体的事項については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

6 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益の確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

9 配置技術者について

- (1) 受託者は、公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領の参加資格要件に定める配置技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって受託者に貸与する。

14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献の出典、資料名を明記するものとする。

15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第2章 業務一般

1 業務の手順

- (1) 業務の実施に当って、受託者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第5章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳及び調書等の資料を所定の手続によって貸与する。

6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 照 査

1 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、提出図書に誤りがないよう努めなければならない。

2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領の参加資格要件に定める配置技術者をもって、照査技術者を配置しなければならない。

3 照査事項

受託者は業務全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討方法及びその内容に関する照査
- (3) 業務の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画、地震対策計画、ストックマネジメント計画、浸水対策計画等との相互間における整合性に関する照査

第4章 提出図書

1 提出図書

本作業委託業務の成果品として、以下の図書を提出すること。

なお、報告書の内容及び体裁、図面の作成（縮尺含）等については、担当職員の指示による。

- (1) 報告書 A4判 各3部
- (2) 概要書 A4判 各3部
- (3) 浸水想定区域図 各一式
- (4) 議事録 一式
- (5) その他参考資料A4判 各3部
- (6) 上記図書の電子成果品一式（CD-R 又は DVD-R）

第5章 参考図書

1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 神奈川県地域防災計画
- (2) 逗子市地域防災計画
- (3) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省）
- (4) 内水浸水想定区域図作成の手引き（国土交通省）
- (5) 内水ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）
- (6) 水害ハザードマップ作成の手引き（案）（国土交通省）
- (7) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (8) 氾濫シミュレーション・マニュアル（案）（建設省土木研究所）
- (9) 浸水想定（洪水・内水）の作成等のための最大外力の設定方法（国土交通省）
- (10) 浸水想定区域図作成マニュアル（国土交通省）
- (11) 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（国土交通省）
- (12) 浸水想定区域図データ電子化用ツール操作マニュアル（国土交通省）
- (13) 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（国土技術研究センター）
- (14) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（国土交通省）
- (15) 洪水ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）
- (16) 中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き（国土交通省）
- (17) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (18) 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）